

## ～ こんな方におすすめ ～

01

初めての経験で  
何をすべきか  
分からぬ

02

書類作成など  
面倒な業務を  
丸投げしたい

03

仕事が忙しく  
手続きをする  
時間がない

04

揉めることなく  
スムーズに  
完了させたい

相続手続は性質によって大きく 以下の5つに分類できます。

**基本の手続**    **やめる手続**    **もらう手続**    **引き継ぐ手続**    **法律上の手続**



- ・世帯主変更届
- ・健康保険証
- ・最終給与

- ・クレジットカード
- ・借金(負債の確認)
- ・金融取引(預金)

- ・保険(生命保険等)
- ・年金(国民年金等)
- ・死亡退職金

- ・住宅や自動車
- ・固定資産税
- ・預金や貯金

- ・相続人推定
- ・相続放棄
- ・遺産調査
- ・名義変更
- ・相続税申告

連絡希望日時がある方は葬儀社の担当スタッフまでお伝えください